

**業務管理体制の整備に関する届出等について**  
(平成30年度 備中圏域相談支援事業者集団指導資料)

**1 業務管理体制の管理区分と対象指定サービス事業等**

業務管理体制の管理区分は、下表の管理区分の種類ごとに設定されており、よって、障害者及び障害児関係指定事業等においては、5つのカテゴリで区分管理される。

管理区分		サービスの種類	指定権者	業務管理体制の所管行政庁		
種類	法令					
指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設	障害者総合支援法第51条の2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護、行動援護 療養介護、生活介護 短期入所、自立訓練 重度障害者等包括支援 共同生活援助 就労移行・継続 就労定着 障害者支援施設	岡山県 岡山市 倉敷市 新見市	指定事業等を複数の都道府県で実施	厚生労働省	
				指定事業等を岡山市内のみで実施	岡山市	
				指定事業等を倉敷市内のみで実施	倉敷市	
				上記以外で指定事業等を岡山県内のみで実施	岡山県	
指定相談支援	障害者総合支援法第51条の31	計画相談支援	市町村	指定特定相談支援のみを複数の都道府県で実施	厚生労働省	
				指定特定相談支援のみを複数の市町村域で実施	岡山県	
				指定特定相談支援のみを一の市町村内のみで実施	当該市町村	
				指定相談支援を複数の都道府県で実施	厚生労働省	
	— 体 型	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	市町村	岡山県 岡山市 倉敷市 新見市	指定相談支援を岡山市内のみで実施	岡山市
					指定相談支援を倉敷市内のみで実施	倉敷市
					上記以外で指定相談支援を岡山県内のみで実施	岡山県
					指定障害児通所支援	児童福祉法第21条の5の25
指定障害児通所支援	児童福祉法第21条の5の25	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	岡山県 岡山市 倉敷市	指定事業等を岡山市内のみで実施	岡山市	
				指定事業等を倉敷市内のみで実施	倉敷市	
				上記以外で指定事業等を岡山県内のみで実施	岡山県	
				指定障害児入所支援	児童福祉法第24条の19の2	障害児入所施設 (福祉型、医療型)
指定障害児入所支援	児童福祉法第24条の19の2	障害児入所施設 (福祉型、医療型)	岡山県 岡山市 倉敷市	指定障害児入所施設を岡山市内のみで実施	岡山市	
				指定障害児入所施設を倉敷市内のみで実施	倉敷市	
				上記以外で指定障害児入所施設を岡山県内のみで実施	岡山県	
				指定障害児相談支援	児童福祉法第24条の38	障害児相談支援
指定障害児相談支援	児童福祉法第24条の38	障害児相談支援	市町村	指定障害児相談支援を県内の複数の市町村域で実施	岡山県	
				指定障害児相談支援を一の市町村内のみで実施	当該市町村	

※ H31.4.1以降の取扱いです。(アンダーライン部がH31.4.1からの変更点)

## 業務管理体制整備の届出について

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が  
平成24年4月から施行されました。

### 1. 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

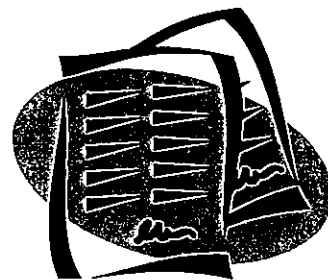
(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

**◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！**

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者  
 (注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

**◎事業所の数え方について**

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

**◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。**

①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	全ての事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。

④ ①から③以外の事業者等 都道府県

## 【届出書のイメージ】

記入例1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第1号様式 第2号様式も同様 受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

届出日を入れてください。

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記簿内容等と一致させてください。法人の代表者印を押ししてください。

事業者(法人)番号に記入する必要はありません。

事業者 名称 株式会社 代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

1 届出の内容

(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係(整備)

(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係(区分の変更)

フリガナ カスミガセカブシキカイシャ

名称又は氏名 株式会社

住所 (郵便番号 100-\*\*\*\*) 東京都千代田区千代田 1番地1号

(主たる事務所の所在地) 府県 東京都

(ビルの名称等) ○○ビル

連絡先 電話番号 03-5253-\*\*\*\* FAX番号 03-5253-\*\*\*\*

法人の種類 営利法人

代表者の職名・氏名・生年月日 代表者 フリガナ 姓 名 東京 一郎 生年 年月 日 昭和○○年△月○日

(郵便番号 100-\*\*\*\*) 東京都千代田区千代田 1番地1号

代表者の住所 府県 東京都

(ビルの名称等)

業務管理体制を整備し届け出る場合は、(整備)に○を付けてください。

事業者の名称、住所、法人の種類、代表者の職名、代表者の住所は、登記簿内容等と一致させてください。

6 事業所名称等及び所在地

事業所名称 代表者 事務所 〒-市区 所在地

○「事業所名称」欄の最後に事業所等の会計区分を記入してください。

○欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。

○添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

○なお、添付資料の表紙に事業所等の会計区分がわかるよう「事業所等の会計 ○○所」と記入してください。

○該当する事業者の区分に○を付けてください。

計 画 所

4 障害者総合支援法上の該当する条文(事業者の区分)

(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)

(2) 法第51条の31 (指定相談実施事業者)

5 障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に係る届出事項

第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日

厚生 花子 (フリガナ) 昭和○○年+月+日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方針の概要

○届出内容等について該当する番号全てに○を付けてください。

○第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。

○第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。

○添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

(注) 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。

8 区分変更

区分変更前の行政機関名称、担当部(局) 課

事業者(法人)番号

区分変更の理由

区分変更後の行政機関名称、担当部(局) 課

区分変更日 年 月 日

(日本工業規格A列4番)

業務管理体制を整備し届け出る場合は、6の欄に記入する必要があります。

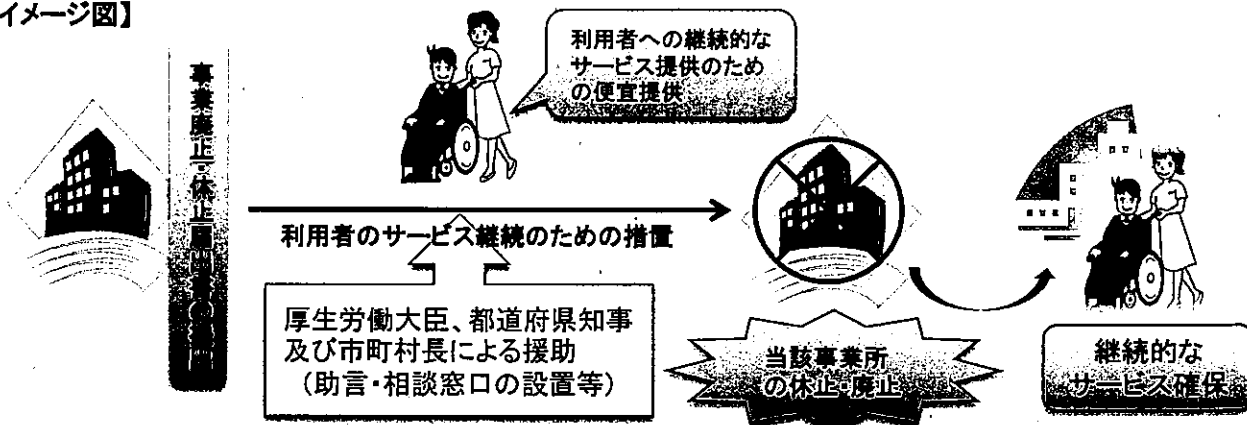
## 2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出時期は、休止・廃止予定日の1月前までになります。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までには廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することになります。

## 3 休止・廃止時における利用者への継続的なサービス確保

- 休止・廃止時には、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が必要となります。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

### 【イメージ図】



## 4. 指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

### 【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

#### 障害福祉サービス

◎この類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
  - ・居宅介護
  - ・重度訪問介護
  - ・同行援護
  - ・行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
  - ・生活介護(※)
  - ・短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
  - ・重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
  - ・共同生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ(※)
  - ・自立訓練
  - ・就労移行支援
  - ・就労継続支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

#### 障害者支援施設

- ・障害者支援施設

#### 相談支援(障害者)

◎この類型内で適用

- ◎地域相談支援
- ◎計画相談支援

#### 障害児通所支援

- ・障害児通所支援

#### 相談支援(障害児)

- ・障害児相談支援



＜業務管理体制の整備に関する事項の届出に関するQ & A＞

Q1：法令遵守責任者について、どのような者を充てればよいか。

A1：法令遵守責任者は、事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。（事業所単位ではありません。）

法令遵守責任者を誰にするかは、事業者（法人）で検討の上、選定をした者で構いませんが、職員に法令遵守を徹底するための責任者、という役割を担うものであるため、事業者（法人）内で、ある程度の役職にある者を選定する事が望ましいと考えています。

Q2：当法人では、障害者総合支援法に基づくものとして、①障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・就労継続支援B型）と②指定相談支援事業（特定相談支援・地域移行支援・地域定着支援）、児童福祉法に基づくものとして、③指定障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）、④指定障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）、⑤指定障害児相談支援（事業所は岡山市内のみ所在）を実施しているが、届出はどのようにしたらよいか。

A2：①、②に関しては、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の届出になりますので、様式第1号に必要事項を記入の上、届け出てください。この場合、該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要になりますので、①、②それぞれで様式第1号と添付書類を作成の上、届け出てください。（2種類の提出が必要）

③、④、⑤に関しては、児童福祉法に基づく業務管理体制の届出になりますので、様式第2号に必要事項を記入の上、届け出してください。

なお、届け出先は、①から④は、それぞれ、事業所が岡山市内のみ<sup>に</sup>所在する事業者は岡山市へ、事業所が倉敷市内のみ<sup>に</sup>所在する事業者は倉敷市へ、それ以外の事業者は各県民局となります。（下線部はH31年4月1日以降の変更）

また、⑤の届け出先は、一の市町村内に所在する事業者であれば、それぞれの市町への届け出となりますので、岡山市へ届け出ることになります。

（参考：平成31年4月1日以降）

事業所等の区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業者又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ ①及び②以外で、全ての事業所等が岡山市内のみ <sup>に</sup> 所在する事業者	岡山市 (岡山市保健福祉局 事業者指導課)
④ ①及び②以外で、全ての事業所等が倉敷市内のみ <sup>に</sup> 所在する事業者	倉敷市 (倉敷市保健福祉局障がい 福祉課事業所指導室)
⑤ ①から④以外の事業者	岡山県 (各県民局健康福祉部 健康福祉課)

Q 3 : Q 2 に関し、法令遵守責任者は同一の者を充ててもよいか。又は別々の者を配置すべきか。

A 3 : 法令遵守責任者の選定の考え方はQ 1 のとおりです。同一の者を充てても構いませんし、別々の者を配置してもかまいません。法令遵守を徹底する事ができる体制整備について、各事業者で検討の上、選定してください。

Q 4 : 法令遵守責任者は配置後何をすればよいか。

A 4 : 法令遵守責任者は、Q 1 のとおり事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者になります。

規定上、法令遵守責任者は、配置後、これをしなければならない、というものはありませんが、事業者（法人）内の法令遵守（障害者総合支援法、児童福祉法はもとより、労働関係法令、消防関係法令、個人情報保護法等）を徹底するための取り組みを、法令遵守責任者を中心に実施していただくことになります。

Q 5 : 事業所の数え方はどうか。また、介護保険の訪問介護の指定を受けているが一覧に記入すべきか。

A 5 : 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種類別ごとに一事業所等と数えます。

事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。（例：同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2事業所となります。）

届出様式に添付する事業所等一覧表の記入例を作成していますので、参考にしてください。

なお、指定を受けている介護保険の事業所は含まれません。

Q 6 : 届出書の記入の仕方がわからない。

A 6 : 別添記入例を参考にしてください。

記入例

第1号様式

第2号様式も同様

受付番号

受付番号を記入する必要はありません。

届出日を記入してください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

市町村に提出する場合は〇〇市町村長

岡山県知事 殿

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させ、法人の代表者印を押印してください。

事業者（法人）番号を記入する必要はありません。

事業者 名称 社会福祉法人 岡山福祉会  
代表者職・氏名 理事長 岡山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

業務管理体制を整備し届出する場合は、（整備）に○を付けてください。

1 届出の内容										
(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 (整備)										
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係 (区分の変更)										
2 事業者	フリガナ	シャカイフクシホウジン オカヤマフクシカイ								
	名称又は氏名	社会福祉法人 岡山福祉会								
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 700-8570) 岡山 都道 岡山 郡(市) 内山下2-4-6 府県 区 (ビルの名称等) 〇〇ビル								
	連絡先	電話番号	086-226-7345		FAX番号	086-224-6520				
	法人の種別	営利法人								
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ	カタカナ	生年	年月日			
				氏名	岡山 太郎	月日	昭和++年△月□日			
	代表者の住所	(郵便番号 700-****) 岡山 都道 岡山 郡(市) ***1-2-3 府県 区 (ビルの名称等)								
3 事業所名称等及び所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地					
		別添のとおり								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等一覧を別添様式により添付してください。</li> <li>・届出書の条文ごとに事業所等一覧を作成する必要があります。</li> </ul>								
4 法の該当する条文(事業者の区分)		計	カ所							
		(1) 法第51条の2	(指定障害者福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)							
		(2) 法第51条の31	(障害者)							

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

・該当する事業者の区分に○を付けてください。  
・(1)、(2) 両方の事業を実施している場合は、別業に記入してください。



5 法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)	生年月日
		厚生 花子 (コケイ ハナ)	昭和〇〇年十月*日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

- ・届出事項について、該当する番号すべてに○を付けてください。
- ・第2号については、氏名 (フリガナ) 及び生年月日を記入してください。
- ・第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。(添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。)

6 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課	
	事業者 (法人) 番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課	
	区分変更日	年 月 日

「1届出の内容」で「整備」を選択した場合は、6の欄は記入不要です。

(日本工業規格A列4番)

別添

業務管理体制の整備に関する届出添付資料(事業所等一覧表)

記入例

【障害者総合支援法第51条の2関係】

事業者(法人)名	社会福祉法人 岡山福祉会
----------	--------------

届出先は、県、厚生労働省又は岡山市

○ 該当届出区分ごとの県外を含めた全事業所

① 岡山県内にある事業所

この事例の場合、岡山市にすべての事業所等がないため、届出先は県(備前県民局)になります。

番号	事業所名称	サービス名	指定年月日	事業所番号										所在地			
1	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	居宅介護	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6
2	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	重度訪問介護	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6
3	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	行動援護	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6
4	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	同行援護	平成24年11月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6
5	障害者支援施設岡山福祉サービス	障害者支援施設	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	赤磐市下市344	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	

障害者総合支援法第51条の2関係で対象となるサービスは、  
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援、同行援護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、障害者支援施設  
が対象となります。  
相談支援及び障害児支援関係のサービスは別業に記入をお願いします。

・事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。  
・事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数えます。  
(例:同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2事業所となります。)  
・障害者支援施設は1つとカウントします。  
・この一覧で事業所数が20以上になる場合は、法令遵守規定の概要が必要になります。

② 岡山県外にある事業所

番号	事業所名称	サービス名	指定年月日	事業所番号										所在地			
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

ここに記載がある場合、届出先は厚生労働省本省になります。

**第3号・4号様式（届出事項に変更があった場合）記入要領**

- 1 届け出た事項に変更があった事業者は、この様式を用いて届出先行政機関に届け出てください。
- 2 受付番号を記入する必要はありません。
- 3 事業者（法人）番号には、届出先行政機関が付番した番号を記入してください。
- 4 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。  
なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても構いません。  
添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。
- 5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- 6 「5、事業所名称等及び所在地」について  
事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。  
(事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。)  
この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。  
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた資料を添付していただいても構いません。添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。
- 7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について  
事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。  
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には「7」または「8」の概要等がわかる資料を添付してください。  
添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。

記入例

第号3様式

様式第4号も同様

受付番号

受付番号を記入する必要はありません。

届出日を記入してください。

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事変更）

市町村に提出する場合は〇〇市町村長

岡山県知事 殿

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者（法人）番号を記入してください。

事業者名称 社会福祉法人 岡山福祉会  
代表者氏名 理事長 岡山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変更があった事項

- 1、法人の種別、名称（フリガナ）
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 4、代表者の住所、職名
- 5、事業所名称等及び所在地
- 6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

届出事項に変更があった場合は、「変更があった事項」欄の該当する項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

変更の内容

(変更前)法令遵守責任者氏名 厚生 花子(コウセイ ハナコ)生年月日 昭和〇〇年十月\*日

(変更後)法令遵守責任者氏名 労働 太郎(ロウドウ タロウ)生年月日 昭和〇△年□月+日

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

## 2 社会福祉事業を開始等する場合の管理区分と対象指定サービス事業等

新規に社会福祉事業をする場合及び変更・廃止・休止等をする場合の所管行政庁等は次のとおりです。

### 【社会福祉施設・事業の設置・開始に伴う届出等】

障害福祉サービス等の指定事業（基準該当事業を含む。）並びに移動支援、地域活動支援センター及び福祉ホームを設置・開始する場合は、社会福祉法第2条の規定する社会福祉事業に該当するため障害者総合支援法第79条又は児童福祉法第34条の3の規定により、第一種社会福祉事業は「設置認可申請書」を、第二種社会福祉事業は「事業等開始届」を、事業開始までに申請・届出する必要があります。当該申請・届出等の提出先は、次のとおりとなります。

根拠法令	サービスの種類	事業所等の所在地	届出先
障害者総合支援法 (第83条)	障害者支援施設	岡山市	岡山市
		倉敷市	倉敷市
		高梁市	高梁市
		新見市	新見市
		真庭市	真庭市
		上記以外の市町村域	岡山県（所轄県民局） （担当班：健康福祉課指導班）
障害者総合支援法 (第79条)	(以下、基準該当サービスを含む。) 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 共同生活援助 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	岡山市	岡山市
		倉敷市	倉敷市
		高梁市	高梁市
		新見市	新見市
		真庭市	真庭市
		上記以外の市町村域	岡山県（所轄県民局） （担当班：健康福祉課事業者第二班）
	移動支援 地域活動支援センター 福祉ホーム	岡山市	岡山市
		倉敷市	倉敷市
		高梁市	高梁市
		新見市	新見市
		真庭市	真庭市
		上記以外の市町村域	岡山県（所轄県民局） （担当班：福祉振興課障害福祉・保護班）
児童福祉法 (第34条の3) (第35条)	(以下、基準該当サービスを含む。) 児童発達支援（センターを含む。) 医療型児童発達支援（ " ） 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児相談支援 障害児入所施設	岡山市	岡山市
		倉敷市	倉敷市
		上記以外の市町村域	岡山県（所轄県民局） （担当班：健康福祉課事業者第二班）

※ H31.4.1以降の取扱いです。（アンダーライン部がH31.4.1からの変更点）

年 月 日

岡山県知事

殿

経営者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 印

障害福祉サービス事業等開始届

次のとおり障害福祉サービス事業等を開始しますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項により届け出ます。

開始しようとする事業	種 類	
	提供する便宜等の内容	
経 営 者	氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	
	住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
条例、定款その他の基本約款		(別 添)
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
合 計		人
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	(別 添)	
事業を行おうとする区域		
事業の用に供する施設	名称	
	種類	
	所在地	
	利用定員	
事業開始の予定年月日	年 月 日	

(添付書類) 収支予算書及び事業計画書

年 月 日

岡山県知事

殿

経営者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

障害福祉サービス事業等変更届

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第3項の規定により届け出ます。

		変更前	変更後
変更した事業	種類		
	提供する便宜等の内容		
経営者	氏名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>		
	住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>		
条例、定款その他の基本約款		（別 添）	
職員の職種			
職務の内容			
職員の定数			
主な職員の氏名			
主な職員の経歴		（別 添）	
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設	名称		
	種類		
	所在地		
	入所定員		
変更の年月日		年 月 日	

（添付書類）収支予算書及び事業計画書

年 月 日

岡山県知事

殿

経営者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 印

障害福祉サービス事業等廃止（休止）届

次のとおり障害福祉サービス事業等を廃止（休止）しますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第4項の規定により届け出ます。

事業の種別	
廃止（休止）の予定年月日	
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の予定期間	